

事 務 連 絡
令和3年8月26日

国土交通省住宅局

安心居住推進課関係法人 御中

国土交通省住宅局安心居住推進課

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等
について

令和3年8月25日に開催された第75回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置の区域については、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県を追加し、その実施期間を8月27日から9月12日までとし、まん延防止等重点措置の区域については、高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県を追加し、その実施期間を8月27日から9月12日までとすることが決定されました。あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。これを踏まえ、同日開催された国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、赤羽国土交通大臣より別添5のとおり指示がなされ、また、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別添1～3のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、貴法人等におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（別添1別紙3）を踏まえて適切にご対応いただくとともに、業種別の感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底について引き続き取り組んでいただくようお願いいたします。

また、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）（別添2）、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項（別添3）、移動の自粛に向けた呼びかけ（別添4）についても、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、所属会員に対してもこの旨周知していただくようお願いいたします。

（別添1）「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について」

（別添1別紙1）「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更」

（別添1別紙2）「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示」

(別添 1 別紙 3) 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和 3 年 8 月 25 日変更)

(別添 1 別紙 4) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更 新旧対照表

(別添 2) 「出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について」

(別添 2 参考) 「出勤者数の削減に関する実施状況の公表について」

「出勤者数の削減に関する取組内容の公表フォーマット等について」

(別添 3) 「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等
について」

(別添 4) 都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて

(別添 5) 第 3 5 回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示